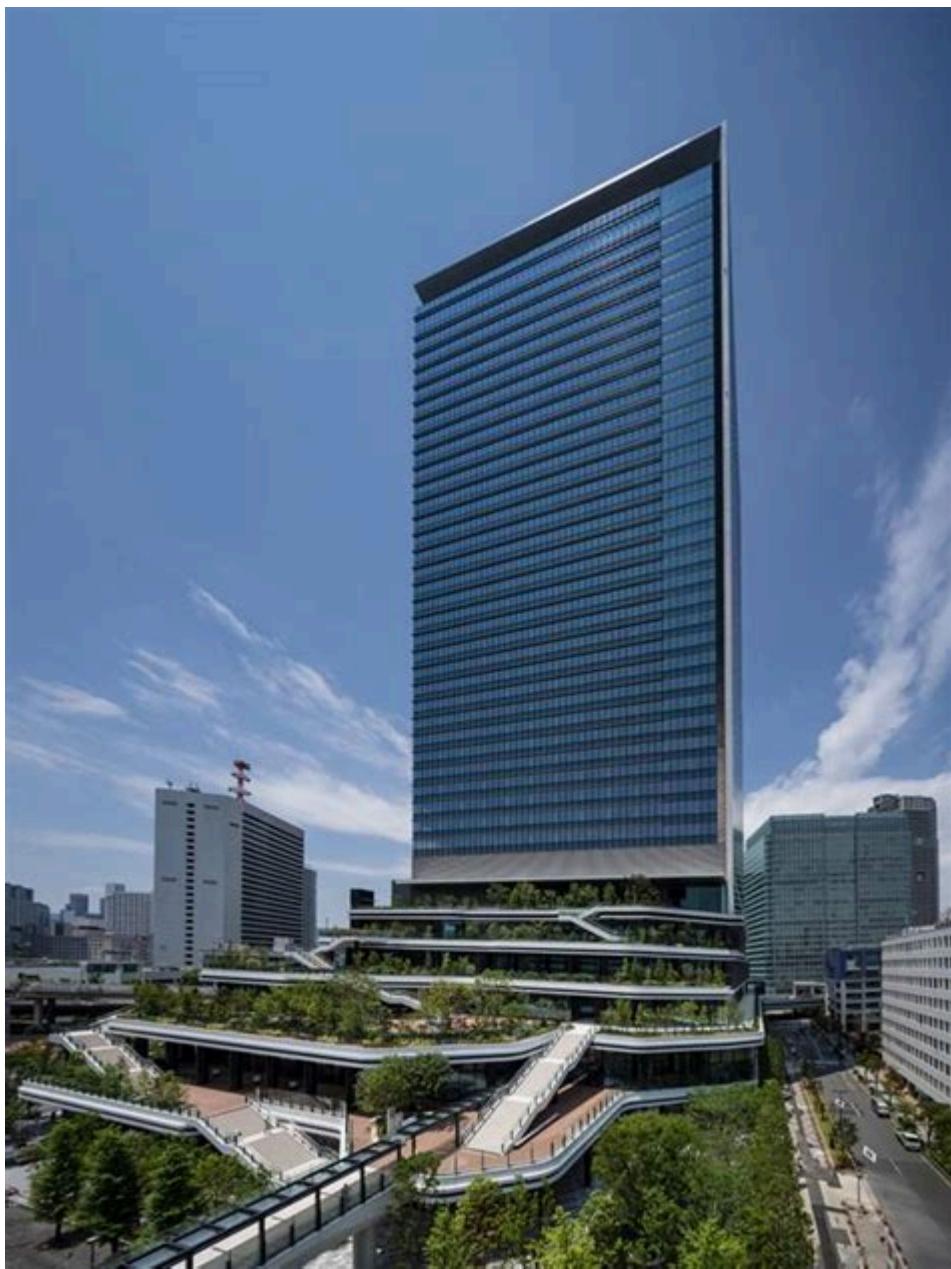


成年後見制度利用促進法と補助金に関する想定問答（予算委員会／約10分）



*Q：野党議員／A：政府（厚労相＋政府参考人 想定）

2. 国連・障害者権利委員会による厳しい勧告

Q2（国際人権基準との矛盾） 今ご説明のあった「利用促進」の仕組みですが、国連の障害者権利委員会は2022年の日本政府報告に対する総括所見で、代

行決定制度、すなわち成年後見制度について極めて厳しい勧告を行っています。

総括所見の第27・28段では、

- 障害者の法的能力を制限し、代行決定制度を維持する民法の規定、
- そして**2022年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画（第二期）」**そのものを懸念事項として名指しし、
- 「差別的な法規定・政策を廃止し、代行決定制度を廃止すること」

を求めていました。

これは実質的に、成年後見制度利用促進法に基づく「利用促進」政策の執行停止と見なされ得るほど強い勧告です。にもかかわらず、日本政府は依然として「利用促進」の名の下に、自治体向け補助金を増額し続けている。

政府として、この国連勧告をどう受け止め、どのように整合性を確保しようとしているのか、端的にお答えください。

A2 (政府) 国連障害者権利委員会からの総括所見については、政府として真摯に受け止めております。総括所見では、ご指摘のとおり、民法における行為能力制限や代行決定制度、また第二期成年後見制度利用促進基本計画が懸念事項として挙げられ、支援付き意思決定への移行などが勧告されております。

一方で、国内には身寄りがない高齢者や障害のある方で、財産管理や契約行為に著しい困難を抱えているケースが存在することも事実です。成年後見制度利用促進法や基本計画は、そうした方々の権利擁護のための地域連携体制整備や、必要な場合の後見利用の「適正化」を図ることを目的としております。

今後、民法改正や制度見直しの議論において、国連勧告の趣旨も踏まえつつ、代行決定から意思決定支援への転換を図りながら、日本の実情に即したバランスある制度設計を検討してまいります。

Q3 (追及：国連は「利用促進」そのものを問題視) 今のご答弁では「真摯に受け止める」と言いながら、実質的には現行路線の継続です。しかし、総括所見は単に「運用を工夫せよ」と言っているのではない。

- 民法の行為能力制限と代行決定制度を前提とした後見制度そのものを見直し、
- その「利用を促進する」政策、つまり利用促進基本計画を懸念事項として挙げ、
- 差別的な法規定だけでなく政策も廃止せよと勧告しています。

それにもかかわらず、政府は令和6年度7.8億円、令和7年度概算要求では9.2億円と、利用促進関連の補助金をむしろ拡大しようとしている。[\(厚生労働省\)](#)

国際人権条約の監視機関からの明確な「撤廃」勧告を受けた制度について、その利用を促進するための補助金を増やし続けることは、条約の趣旨に反するのではありませんか。

A3 (政府) ご指摘のとおり、総括所見では代行決定制度について厳しい見解が示されておりますが、一方で、わが国には現時点で成年後見制度に代わる十分に具体化された代替スキームが存在しないのも現実です。

成年後見制度利用促進法および関連補助金は、単に成年後見人の選任件数を増やすことを目的としているのではなく、

- 日常生活自立支援事業や相談支援など、**後見以外の権利擁護支援策との連携**、
- 本人の意思決定支援を重視した運用の普及、

なども含んでおります。[\(厚生労働省\)](#)

今後の法改正の中で、国連勧告の趣旨に沿った制度見直しを行いながら、必要な権利擁護を途切れさせないよう、段階的な移行を図ってまいりたいと考えております。

3. 港区の事例——自治体による行き過ぎた後見申立て

Q4 (港区のケース①：診断書改ざん疑惑) しかし、現場で起きているのは「権利擁護」とは程遠い実態です。

東京都港区では、90代男性について医師が「保佐」相当と判断した診断書を、区役所職員や病院職員が医師に無断で「後見」に書き換え、家庭裁判所に提出した疑いで刑事告発される事件が報じられています。[\(一般社団法人 後見の杜\)](#)

- 区役所が合理的理由なく本人を保護入院させた後、
- 家族に所在も知らせず、
- 本人の不動産売却を目論んだとされる経緯も指摘されています。[\(一般社団法人 後見の杜\)](#)

さらに、別件では港区による成年後見開始申立てについて、東京高裁の判断を経て東京家裁が「要件を満たさず必要性もない」として却下し、区の対応を厳しく批判する決定も出ています。[\(SlowNews | スローニュース\)](#)

こうした自治体主導の行き過ぎた後見申立ては、利用促進法と補助金による「件数目標」やネットワーク構築のプレッシャーが背景にあるのではないか、との指摘があります。

政府として、港区を含む自治体のこうした事例を把握していますか。また、利用促進補助金が自治体に過度な「後見利用」のインセンティブを与えていないと断言できますか。

A4 (政府) 個別の事案については、現在、報道や関係当局の動向を注視しているところであり、政府として詳細なコメントは差し控えたいと思います。[\(一般社団法人 後見の杜\)](#)

一般論として申し上げれば、成年後見制度利用促進体制整備推進事業の補助金は、後見申立ての件数を競うことを目的とするものではなく、

- 中核機関の設置、
- 関係機関の連携体制の整備、
- 相談支援や研修

等、権利擁護支援体制全般を対象としたものです。補助要綱等でも、本人の意思尊重や必要性の慎重な検討を求めており、自治体に対して「無理な後見申立て」を促すような設計にはなっていないと考えております。[\(厚生労働省\)](#)

Q5 (港区のケース②：区自身も国連「廃止勧告」を認識) 港区自身がどう言っているかも重要です。

港区の「区民の声」に対する回答では、国連障害者権利委員会が日本に対し、「代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止すること」

とする、いわゆる「成年後見制度の廃止勧告」が出されたことを認めています。[\(港区公式サイト\)](#)

そのうえで、港区は「民法や成年後見制度利用促進法に基づき」周知・啓発や連携推進に取り組んでいると回答している。つまり自治体自身も、国連から廃止勧告が出ている制度を、利用促進法に基づいて積極的に広げていることを自認しているわけです。[\(港区公式サイト\)](#)

国際人権法の観点から見て、

- ・廃止勧告を受けている代行決定制度を、
- ・国庫補助金で自治体に「利用促進」させ、
- ・その結果、港区のような行き過ぎた申立てや診断書改ざん疑惑が相次いでいる

——こうした構図を是認し続けてよいとお考えですか。

A5（政府） 国連の勧告および地方自治体におけるさまざまな議論や意見については、重く受け止めております。[\(港区公式サイト\)](#)

ご指摘のとおり、成年後見制度には運用上の課題や権利侵害の懸念が指摘されており、政府としても法務省・厚生労働省等において在り方に関する検討会を設置し、見直しの方向性を議論しているところです。[\(厚生労働省\)](#)

ただし、制度を直ちに廃止してしまうと、現に制度に依拠して生活している多くの高齢者・障害者の方々に重大な影響が生じるおそれがあるため、慎重な移行措置が必要と考えております。補助金についても、今後の制度改革の方向性を踏まえつつ、内容や規模の在り方を検討してまいります。

4. 財政事情と補助金削減の必要性

Q6（財政制約の中での優先順位） 今のご答弁では「将来検討する」という抽象的な話にとどまっています。しかし、わが国の財政事情はすでに危機的です。

- ・社会保障費は膨張し続け、
- ・他方で障害者の自立生活支援や意思決定支援の現場には、依然として十分な予算が回っていない。

そうした中で、

1. 国連から廃止を勧告されている代行決定型の成年後見制度、
2. その「利用促進」を目的とする基本計画、
3. そしてそれを自治体に広げるための補助金——令和6年度7.8億円、令和7年度概算要求9.2億円、さらに令和8年度の概算要求でも増額が見込まれている。[\(厚生労働省\)](#)

こうした支出は、限られた財源の中で真っ先に見直すべきではありませんか。

むしろ、

- 本人の意思決定支援、ピアサポート、独立した権利擁護機関など、**代行決定に頼らない仕組み**に予算を振り向けるべきではないかと考えます
が、財政当局としての見解を伺います。

A6 (政府) 財政状況が厳しい中で、限られた財源をどのように配分するかは大変重要な課題であり、ご指摘の趣旨は十分理解しております。

成年後見制度利用促進体制整備推進事業の予算については、権利侵害の懸念や国連勧告の内容を踏まえつつ、

- 後見制度に依存しない権利擁護支援、
- 本人の意思決定支援の強化、

といった方向へ、事業内容の重点化・再構築を図ることも含め、関係省庁間で検討してまいります。現時点で「直ちに削減・廃止」とまでは申し上げられませんが、今後の制度改革の議論の中で、財政面も含めた総合的な見直しを進めてまいります。

5. 結語：補助金削除と制度転換の要求

Q7 (締め・要求) 最後に申し上げます。

1. 国連障害者権利委員会は、日本の成年後見制度と「利用促進」基本計画を名指しで懸念し、**代行決定制度の廃止と差別的政策の撤廃**を求めてい
ます。
2. 港区の事例に象徴されるように、自治体による行き過ぎた後見申立て、
診断書改ざん疑惑、高齢者の事実上の「連れ去り」など、**被後見人の権
利侵害が現に生じている。**(一般社団法人 後見の杜)
3. それにもかかわらず、政府は「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」
として、毎年数億円規模の補助金を積み増しして自治体に配分している。
(厚生労働省)

これは、国際人権法上の義務にも、国内で起きている被害実態にも、そして厳
しい財政事情にも逆行する政策です。

よって、

- 少なくとも来年度予算において、成年後見制度の「利用促進」を目的と
する補助金はいったん削除し、

- 代わりに、意思決定支援・自立生活支援・独立した苦情・監視機関の整備など、**障害者の権利を直接強化する施策**に重点的に振り向けること、
- そして、民法改正を含む抜本的な制度改革がなされるまで、後見利用の拡大を煽るような施策は凍結すること、

を強く求めて、私の質問を終わります。

A7（政府・締め） ご指摘の点は真摯に受け止め、今後の成年後見制度の在り方や予算措置の検討に反映してまいります。国連勧告や現場の実態も踏まえつつ、障害のある方を含むすべての方の権利保障が一層図られるよう、制度見直しと施策の改善に努めてまいります。